

「スペシャル・トピックス」

2年目を迎えた「節電の夏」

—企業及び地域モニター調査からみる対応と課題

東日本大震災からほぼ一年半が経過した。進まない瓦礫処理に象徴される被災地復興の遅れが大きく報道されるなか、全国的に尾を引いている問題が、原発再稼働をめぐる論争の背後にある電力不足だろう。その発端となった福島第一原子力発電所の事故は、三七年ぶりとなる電力使用制限令の発動につながった。そして、昨年の七月九月、東日本ではまさに「節電の夏」となり、今年も節電対象地域が全国に拡大して二年目の「節電の夏」を迎えた。直近のビジネス・レーパー・モニター（BLM）調査及び地域シンクタンク・モニター調査（定例調査はP50以降に掲載）では、この節電への対応などについて聞いた。本稿では、この両調査をもとに、節電が各方面にもたらす影響と課題を考える。

二〇一一年夏と今夏の節電対策

■今年も使用制限令発動されず

政府の要請に基づき、七月二日から全国各地で夏の節電対策が始まった。五月一八日に政府は今夏の需給見通しについて、「需給検証委員会」による検証の結果、①関西電力管内で昨年の東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況になる恐れがある、②九州電力、北海道電力及び四国電力管内でも電力需給の逼迫が見込まれる——と発表。これを受け、関西、九州、中部・北陸、北海道、四国では二〇一〇年の使用電力需要の実績を基準に、ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kW）の抑制（節電）に向けた具体的な数値目標が設定された。ただし、昨年発せられた一律かつ強

制的な手段である電力使用制限命令は行わないものの、万が一に備えて、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内では、計画停電の準備を進めるとしている。さらに、電力需給が逼迫する可能性がある場合、政府から「電力需給逼迫警報」が各メディアなどを通じて発令され、「警報」が発令された場合は、より一層の節電が求められる。

その他の地域でも九月二八日（八月一三日～一五日を除く）までの間、「数値目標を伴わない節電」が要請されている。

今年の夏と比較するため、昨年の節電対策とその結果を振り返っておく。昨年五月一三日、政府は東北及び東京電力管内で夏の電力不足が想定される

ことから、計画停電を回避するために、電気事業法第二七条に基づく電力使用制限令を三七年ぶりに発動した。その内容は、両電力管内の大口需要家（契約電力五〇〇KW以上）を対象に、東京電力管内は七月一日～九月二二日（平日）、東北電力管内は七月一日～九月九日（同）の九時から二〇時に、前年の同期間・時間帯における使用最大電力から一五%の削減を目標値とした。使用制限対象者はこのピーク時間帯の使用電力を抑制するために自主的な計画の策定と実施が求められた。この対象とならない中小需要家や一般の家庭にも政府は節電を呼び掛け、節電対策メニューを提示するなど、両管内全体での節電対策を促した。

これを受け、各企業や事業所では節電の目標数値をクリアするため空調の温度設定の見直し、クールビズの一層の徹底、事業所の輪番休業や夏季休暇の長期化、サマータイトム導入、在宅勤務導入・拡大といった節電対策に取り組んだ。この結果、計画停電が回避されただけでなく、企業・家庭で積極的な節電に取り組んだことが功を奏し、東京電力管内における電力使用制限令は、予定より一三日早い九月九日に解除された。

■昨年の「夏の節電」の総括

では、二〇一一年夏の節電対策とその結果を政府はどのように総括、評価しているか。

経済産業省は昨年一〇月一四日に電力需給対策に関するフォローアップを発表している。それによると、東京・東北電力管内では、「節電への協力や気温が低めに推移している等により、マインス一五%超（最大ピークで東北マインス一五・八%、東京一八%）を実現」したとしている。この結果を受けて、被災地における制限令は九月五日に、東京電力管内でも同九日に計画より前倒しで解除された。

ただし、大口需要家の場合、「生産・産業活動に多大な影響」があったと指摘。休日・夜間へのシフトによる労務費増、自家発電によるコストアップ、生産調整などにより「相当のコスト（数億円～数十億円の例もあり）が発生した」と特記している。



昨年比へ対策を講じる企業数が大きく減少——BLM調査

企業における節電対策の変化

ビジネス・レーバー・モニター調査では昨年十一月と今年五月、二年連続で、夏の節電対策を聞いた。その結果、今夏の節電対策は、昨年比へ対策を講じる企業の数が大きく減少する見込みとなっている。

昨年の調査は節電対策を実施した後の一月に聞いたものだが、回答を得た五三社の集計結果を紹介する。昨年は五三社すべてが何らかの節電対策を「講じた」と回答していた。内容としては「照明、事務機器等の調整による節電対策」と「空調・温度管理による節電対策」が同率の九八・一%、「共用設備（エレベーター等）部分における節電対策」が九〇・六%と、設備・環境関係の対策が九割にのぼった。

ところが、今夏の節電対策については、回答を寄せた四二社のうち、調査時点（五月末）で何らかの節電対策の実施を検討・予定していると回答した企業は、ほぼ半減している（本社部門・工場部門それぞれ四三%、営業・販売部門三八%）。

昨年の調査と比較するため、同様の設問で聞いた本社、工場・倉庫、営業・販売の部門ごとの変化をみる。

昨年の夏に部門別に実施した節電対策の具体的な内容（複数回答）を聞いたところ、「本社」では「温度、湿度、照度など職場の環境設定の変更」（八六・〇%）を筆頭に、「所定外労働時間の削減（ノー残業デーの拡大等）」が

半数近く（四六・五%）にのぼった。

これに対して、今夏の本社部門における節電対策として「温度、湿度、照度など職場の環境設定の変更」は四七・六%と半減、「所定外労働時間の削減」も一一・九%と三分の一以下に減少している。一方「夏季休暇の長期化」をあげる企業の割合（七%）だけは変化がなかった。

「工場・倉庫」では、「職場の環境設定の変更」（五一・二%）及び「就業日の変更」（四六・五%）が約半数を占め、これに「夜間・深夜労働へのシフト」（一八・六%）や「所定外労働時間の削減」（一四・〇%）が続いていた。今夏については、「職場の環境設定の変更」は三八・一%に、「就業日の変更」

次に地域シンクタンク・モニターから寄せられた報告をもとに、各地域における、今夏の節電対策の見通しと課題についてみる。

節電がもたらす地域経済への影響——地域シンクタンク・モニター調査

北海道 8割超で経営に影響あり

北海道では、七月二三日〜九月一四日の平日に二〇一〇年度比七%の節電を求められている。四月に北海道新聞社が道内主要企業を対象に行なった「道内の原子力政策」に関する意向調査では、大幅な節電要請があった場合社の経営に影響があると回答していた。

が二・八%にそれぞれダウン。「夜間・深夜労働へのシフト」（二六・七%）はほぼ横ばいとなっている。

「営業・販売」は、本社と工場の間的な内容となっており、昨年はトップが「職場の環境設定の変更」（六〇・五%）、次いで「就業日の変更」（三七・二%）で多かったものの、今年については、それぞれ四二・九%、七・一%まで大幅に実施予定の割合が低下している。

昨年と今年の節電対策について、こうした差異が生まれてくる背景として、まず、モニターを委嘱している企業の多くが、今年は数値目標が課せられていない首都圏に所在していることがあろう。さらに、昨年は電力使用制限令が発せられたなかでの対策といった点を考慮する必要があるのかもしれない。

また同調査では、各企業が実施または検討している節電対策の内容については、「冷暖房や照明の使用の抑制」（七三・二%）、「クールビズ・ウォームビズの奨励や服装規定の緩和」（六三・二%）、「社内での節電の計画・目標を設定」（四八・四%）などが中心となっている。一方、道内では、すでに昨年度から自主的に節電対策に取り組んでいる企業も多く、今回の節電要請に悩むに当たり、経営環境のさらなる悪化の心配もあることから、モニターは「道内経済に大きな影響を与える可能性も懸念されている」としている。

また、製造業を始めとして、業態的に電力使用量の多い企業では、個別に北海道電力からの節電要請も受けており、「操業時間を早朝や深夜にずらすこと」を検討する企業もみられるほか、住宅街に立地しているような工場では、夜間操業が難しいことから、日曜操業に踏み切ろうとするケースもみられる」と報告。また、自家発電装置の導入や省エネ機器の導入を検討する企業もみられるが、道内では企業体力の弱い中小企業が多いことから、資金面の問題から設備投資を行えない企業も多いと指摘する。

中長期的な観点からも、モニターは「節電要請に伴う企業誘致戦略の見直しがマイナス要因となる懸念」があるとする。東日本大震災後、北海道では電力の安定供給を謳い文句として企業誘致に取り組んでおり、こうした効果もあって、前年度の進出企業は一〇件以上の増加となったが、節電が長引くことになると、「誘致戦略の見直しが余儀なくされることになる」と危惧する。その一方、北海道は気象条件から、風力発電や太陽光発電の適地として考えられており、メガソーラーや風力発電などの建設が本格化することで、「地域経済に大きな効果が生じることが期待される」としている。

青森 水産加工の海外進出が加速

東北、東京電力管内では、七月二日〜九月二八日の平日に数値目標を伴わない節電が要請されている。

こうした中、青森のモニターからは水産関係を中心とした冷蔵庫、冷凍庫にとって電力の安定供給は生命線であ

り、事務所は節電できても、「冷蔵・冷凍施設の節電は不可能」とのレポートが寄せられた。東日本大震災の直後から、停電が続き、復旧の目途が立たなかったため、「顧客の要求を一切無視し、頑として扉を開けなかった企業が多かった」と指摘する。そのため、こうした節電対策が続くことになる。中・長期的には、水産加工の海外進出を加速させる可能性が大きい」との見方をしている。

茨城 生産活動が制約される

茨城県のモニターの調査によると、昨年夏、節電対応による生産の減少を指摘する声は聞かれなかったという。ただ、「各企業とも節電対応に苦慮していることは明らかだ」とし、特に、電力使用制限が課された大口需要家、鋳造や熱処理など安定した電力供給を必要とする企業や、省エネ対策に積極的であったため節電削減の余地が限られる企業などの負担が重いとされている。一方、使用制限の影響は、業界・取引先に合わせて休日シフトするなど、間接的に小口需要家にも及んでいる。休日シフトに関しては、複数の取引先を持つ企業で、取引先の休日がそれぞれ異なる場合、自社の休日設定が難しくなる。

また、ヒアリング調査によると、自家発電機導入を検討する企業は今後増える予想されるものの、「非常時以外にも使用可能な常用自家発電機は、初期投資が数億〜数十億円規模のため、中小企業が導入するにはハードルが高い」と指摘。さらに、慢性的な電力不

足は、今夏以降も続く可能性が高いなか、「電力不足が長期化すれば、不安定な電力供給の下で、企業の生産活動は制約を受けることになる」とみている。

東海 安定的な電力供給を

東海地域においては、七月二日〜九月七日の平日に、一昨年比マイナス五%以上節電が求められている。こうした状況を踏まえ、中部地域のモニターからは、節電が及ぼす短期的及び中長期的な影響を報告した。短期的な影響としては、「製造業の稼働停止や生産縮小など生産活動へ影響がでるレベルになった場合は、輸送、販売など関連する業種への波及も大きく、地域経済の回復に水を差すことになりかねない」と指摘する。

一方、中長期的な影響としては、電力の安定供給が出来ない場合、「企業の立地戦略やサプライチェーン戦略の見



直しの可能性がある」とし、とくにそれが海外移転につながると、産業の空洞化、景気低迷・雇用縮小など地域経済のみならず、「全国的に大きなダメージを与えることになりかねない」との懸念を示す。そのため、「日本経済と国民生活にとって不可欠な、安全かつ低コストで、安定的な電力供給の確保」がなによりも求められるとする。

近畿 節電意識の習慣化を

近畿地方は、今年全国でもっとも高い節電目標が課せられた。七月二日〜九月七日の平日に一昨年比マイナス五%以上が設定されたが、電気事業法第二七条に基づく電気の使用制限については実施しない。

近畿のモニターは、平日昼間のピークシフトの重要性を勘案し、専業主婦の節電状況は家庭部門全体の節電率に大きな影響を与えることから、アンケート調査を実施した。その結果、大阪の専業主婦の昨夏の節電目標の認知度は六一・七%、東京で七一・四%、また、目標達成意識は大阪で四六・八%、東京で六一・九%となり、いずれも大阪の方が低かった。この結果について、モニターは「大阪の専業主婦は節電目標をそんなに知らないし、その達成もそんなに意識していないと解釈できる」としている。

そのためモニターは、今夏については「関電管内で新たな電気料金メニューや節電トライアル（節電率に応じたQUOカード提供）、節電トライアル宝くじ（関西広域連合）など、昨夏よりも『詳しく』節電に係る情報を

家庭に理解してもらう必要がある」としている。

加えて、節電の促進要因としての電気の節約意識は大きく、「それに係る方策の積極的な実施や情報発信・コミュニケーションは必須となる」と指摘。その一方で、「ライフスタイル変革の基盤としての社会意識醸成や、節電疲れや健康に配慮した無理・我慢しない、上手い節電に係るコミュニケーションのバランスを取ることが、中長期的な節電の定着・習慣化につながる」と提言する。

中国 企業が対策に腐心

中国電力管内は節電目標が五%と、隣接する関西電力（二五%）、九州電力（一〇%）よりも低いが、中国のモニターは、「中小企業にとつては大きな負担を強いられる状況も多い」とみている。

地域の産業界では、時間帯や休日のシフト、省エネ機器・設備の導入、電力使用量の「見える化」などによる対応を準備しているが、昨年度の経験を踏まえ、影響の大きさを考慮した体制を模索している。モニターから報告のあった各企業の節電対策の具体例を以下で紹介する。

三菱自動車水島工場（岡山県倉敷市）では、電気消費量の大きな電気炉の稼働時間を日中のピーク時間（午後二〜二時）を避けて設定する予定だが、その他については、すでに限界まで節電を進めているため、政府による五%の要請は難しいとしている。なお、昨年、取り組んだ土・日曜日の操業は、地元

地域や取引先への影響の大きさから、今年も自動車業界全体で見送ることになっている。

全国規模の自社ネットワークで電力消費をやり繰りする事例も出てきている。食品容器を製造するエフピコ（広島県福山市）では、中国地区と近畿地区の工場が夏前に増産して、節電の要請期間には稼働率を下げることを計画している。また、自動販売機運営のアシードホールディングス（福山市）は、毎日二四時間営業の工場（東広島市）を日曜休業に切り替えるとともに、七月から東北・東京・関西の各電力管内での自販機の冷却機能を、一日二〜三時間ずつ輪番で停止し、照明も消灯することで一五％の節電をめざす。

しかしモニターは、「こうした節電や稼働率の低下は、事業の行方にも大きく影を落とす」とし、金属部品加工のレーザマックス（岡山市）では、北九州市に子会社を設立し、新型設備を導入して事業の本格化を予定していたが、九州電力の計画停電によって、事業計画の変更にも苦しんでいるという。

四国 影響あり製造業で84%

四国では、七月二日〜九月七日に一年比マイナス七％以上の目標が設定されている。

四国のモニター（四国経済連合会）が六月上旬に実施した会員企業へのアンケート調査によると、四国電力による節電要請に対応する場合の生産活動・事業活動の影響について、「大きな影響を受ける」「ある程度影響を受ける」と回答する割合は全体の五二％、

製造業では、八四％に達した。具体的な影響としては、製造業を中心に「生産への支障」や「コストの上昇」など、厳しい見通しが示されている。また、会員企業を中心に六月に実施した別のアンケート調査によると、「国が現在優先すべき政策」として、「電力の安定供給確保（七四％）」がもっとも多くあげられた。こうした結果を受け、同モニターは「安全性の確認された原子力発電所の再稼働などにより電力の安定供給の確保を早期に図ることが必要である」としている。

九州 企業の対策が本格化

九州地域においても、一昨年比で一〇％以上の節電要請が行われ、企業の節電対策も本格化している。

モニターは企業の節電の取り組みとして、以下の事例を報告する。

- ・ TOTO（北九州市・衛生陶器製造） 軽油燃料の空気圧縮機を導入。消費電力をカット
- ・ 日産自動車九州（福岡県荳田町・自動車製造） 初めて自家発電装置を導入
- ・ ダイハツ九州（中津市・自動車製造） 自家発電装置を二基に増強
- ・ 東ソー南陽事業所（周南市・化学） 南陽事業所の自家発電装置を用いた余剰電力を、宮崎県の二工場に融通
- ・ 日本タンクステン（福岡市・繊維） 月曜の操業を土曜に切り替え
- ・ イオン九州（福岡市・小売） 九時の開店時間を一〜二時間前倒し

モニターによると、節電要請は、クルーズ関連商品の消費拡大等といった

プラス面はあるものの、製造業の生産設備投資に影響を与える可能性もあるとする。

また、生産面では、一部で電力供給に余裕のある地域への生産シフトを検討する声があると報告。「景気が緩やかながら回復するなかで、増産を検討していた企業のマインドに水を差す可

節電対策と働き方の見直し

約5割で見直しにつながる

昨年夏の節電対策として、年休取得の促進、残業規制、就業日・就業時間の変更、サマータム制の導入を実施した企業は多かった。ところで、こうした節電対策が生む副産物として、働き方や生活様式の見直しにつながったのだろうか。

先に紹介した昨年一月に実施したBLM調査では、労働時間制度等を見直すことにより、労働条件の変更を伴う節電対策が、今後、働き方の見直しにつながると思うかを聞いている。

その結果、「実際、つながってきている」（一八・六％）および「今後、つながってくると思う」（三〇・二％）を合わせて約半数にのぼっている。

また、男性社員に限定しているものの、男性のワーク・ライフ・バランスの充実につながってくると思うかについては、「実際、つながってきている」（四・七％）および「今後、つながってくると思う」（三〇・二％）を合わせると三社に二社が「つながる」と回答。「つながるとは思わない」は約半数（五一・二％）となった。

性能もあるだろう」とみている。

また、四〜六月以降に上向き可能性が高かった設備投資について、「マインドを冷やすことが懸念される。節電関連投資の増加は考えられるが、生産能力拡大投資が控えられる可能性がある」との懸念を表明する。

新聞等で紹介されている取り組みとその評価を電機メーカーの例でみる。

昨年夏に休日輪番制をとった日立製作所では、積立年休の先行取得、追加で保育・介護施設を利用した場合の費用補助、臨時託児施設の設置などを行った。こうした取り組みの結果を踏まえて、日立労組が加盟する電機連合では、「労働組合としても、労働者のワーク・ライフ・バランスに考慮しながら、取り組むべき施策、導入すべき働き方、労働者の心身とも健康に資する休暇のあり方など取り組んできた施策を総括し、きっかけは節電対策であっても、働き方改革につながる取り組みを労使で積極的に取り入れ、企業と労働者がWIN-WINとなる施策を試行していくことが必要である」（注）と総括している。

見直いで「課題あり」が半数

同モニター調査でも、労働条件など働き方の見直しによる節電対策を実施した企業のうち、約半数（五〇・九％）で課題が「あった」と回答している。直面した課題（複数回答）については、「従業員の理解や納得性」をすべて

の企業があげた。また、ほぼ半数で「勤務パターンの変更・多様化に伴う人事管理の煩雑化（出退勤管理や給与システムの変更等）」（五五・六％）や「業務への支障や取引先・顧客等の理解」（五一・九％）、「職場環境の変化に伴う健康管理や安全衛生基準の充足」（四八・一％）を指摘している。以下、「育児・介護等家族的責任を持つ従業員に対する労働時間設定等の配慮（特別休暇の付与、特別な勤務時間の設定等）」（三七・〇％）、「割増賃金の支払い等（人件コストの増加）」及び「労使協定や就業規則の変更等の手続き」（同率の三三・三％）——などが続いている。

労働条件など働き方の見直し内容と課題との関連で見ると、「就業日の変更」が他に比べてより多くの課題を生んだようだ。就業日の変更を課題に指摘する割合が最も高かったのは、「従業員の理解や納得性」（三七・〇％）で、以下「勤務パターンの変更・多様化に伴う人事管理の煩雑化」（二九・六％）、「育児・介護等家族的責任を持つ従業員に対する労働時間設定等の配慮」（二五・九％）、「業務への支障や取引先・顧客等の理解」（二二・二％）と続く。

また、この他にも多くの課題を生じさせたのは「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（サマータイトム制含む）」で、指摘する割合は一〇％程度だが、課題としては「納得性」や「育児・介護等家族的責任を持つ従業員」が上位にある。

■ピンチをチャンスに変える■

節電対策として実施された施策が、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取

得促進、育児・介護面における制度充実や在宅勤務の更なる推進といったワーク・ライフ・バランスの充実に資する結果となったかどうかは、今後これをどう生かしていくかにかかっている。

昨年は限定的だった節電対策が、今年の夏は全国規模で実施に移されている。ここで問われるのが、電力不足という「危機」を乗り越えるのは当然として、この危機を働き方見直しの「チャンス」として、捉えることができるかどうかではないだろうか。

こうしたなか、森永乳業は四月から半年間、昨年は東京電力管内に限っていたサマータイトム制（勤務時間の一時間前倒し）を全国に拡大すると発表した。サマータイトム制が「働き方の効率化に関する意識改革、節電への協力意識の醸成について、一定の効果があることが確認された」ためだという。

また、今回のビジネス・レーダー・モニター調査の結果をみると、二社が今夏の節電対策として、サマータイトムや在宅労働の導入・拡大に踏み切っている。

さまざまな課題を生じつつも、節電対策がもたらす働き方の見直しという効果について、多面的な検証が求められるといえるのではないだろうか。

〔注〕

電機連合NAVI No.四〇（二〇一二年一月・二月号）今夏の節電を振り返って 齊藤千秋・電機連合総合研究企画室事務局長

（調査・解析部）

日本労働研究雑誌

B5判●定価895円(税込)
年刊購読料10,740円
(〒サービス)

8 No.625 AUGUST 2012 特集 日本人の休暇

【提言】

休暇を取ることは義務である

和田 肇

【書評】

高橋賢司著「解雇の研究—規制緩和と解雇法理の批判的考察」
神吉知都子著「最低賃金と最低生活保障の法規制—日英仏の比較法的研究」
米澤旦著「労働統合型社会的企業の可能性—障害者就労における社会的包摂へのアプローチ」

藤原裕弘
駒村康平
櫻井純理

【論文】

余暇と労働時間の長期的推移に関する経済理論と実際
「休暇」概念の法的意義と休暇政策—「休暇として」休むということ
日本人の余暇時間—長期的な視点から
フランスのバカンスと年次有給休暇
年休を取り残す理由が年休取得率に与える影響

三谷直紀
野田 進
黒田祥子
鈴木宏昌
小倉一哉

【論文 Today】

「労働者のプライバシーと企業」

細川 良

【フィールド・アイ】

労使交渉とテールゲート・パーティー

阿部正浩

【研究ノート（投稿）】

高度経済成長期における日本生産性本部の活動—相互信頼的労使関係の形成への影響

島西智輝
森 直子
梅崎 修

お問い合わせ先 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究調整部成果普及課
Tel : 03-5903-6263 Fax : 03-5903-6115 E-mail book@jil.go.jp